

建設省厚契発第 39 号
建設省技調発第 170 号
平成 8 年 9 月 26 日

国官会第 23758 号
国官技第 376 号
国営計第 213 号
国営整第 171 号
国港総第 749 号
国港技第 112 号
国北予第 74 号

最終改正 令和 4 年 3 月 30 日

各地方建設局総務部長
各地方建設局企画部長 あて

建設大臣官房地方厚生課長
建設大臣官房技術調査室長

簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について

建設省が所掌する土木事業及び建築事業に係る調査・設計等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合に参加表明書の提出を建設コンサルタント等から幅広く求める公募型競争入札方式を実施しているところであるが、今般、公募型競争入札方式の対象業務よりも規模の小さな業務について、同方式よりも簡易な手続により、参加表明書の提出を建設コンサルタント等から幅広く求める「簡易公募型競争入札方式」を実施することとし、下記のとおり簡易公募型競争入札方式に係る手続についての留意事項を定めたので、当面、下記により実施されたい。

なお、指名業者の選定手続は、従来どおり会計法令等に基づいて行うものであることに留意されたい。

記

1 対象業務

本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成 6 年 6 月

21 日付け建設省厚発第 269 号、建設省技調発第 135 号、建設省営建発第 24 号。以下「特定手続通達」という。) 記 1 各号のいずれにも該当しない業務であって、1 件につき予定価格が 5,000 万円以上基準額(「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」(令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号) 記 2 に定める額をいう。) 未満のものとする。ただし、平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成され、平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成 26 年条約第 4 号)によって改正された「政府調達に関する協定」(平成 7 年条約第 23 号)の附属書 I の日本国付表 5 中、付表 5 に関する注釈注 3 ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。

編 注	記 1 については、対象とする業務の金額基準は、1 件につき予定価格が 5,000 万円以上のものとされているところであるが、「5,000 万円以上」とあるのは「4,000 万円以上」と読み替えて取り扱うこととされたい(平成 20 年 1 月 23 日付け国地契第 55 号、国官技第 258 号、国営整第 146 号)。また、記 1 の基準額は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に締結される調達契約については、6800 万円
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 参加表明書の提出

- (1) 地方整備局長又は事務所長(以下「地方整備局長等」という。)は、1 に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、本手続への参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書」という。)の提出を求めるものとする。
- (2) 参加表明書の受領期限は、原則として、5 (1) の入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して 10 日とするものとする。

3 参加表明書の内容

参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方整備局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)その他の登録規程に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似の業務の実績
- (4) 配置予定の技術者の資格、業務の経験等
- (5) その他地方整備局長等が必要と認める事項

4 手続開始の公示

- (1) 地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、掲示及びホームページへの掲載により次に掲げる事項を公示するものとする。

① 業務名、業務内容及び履行期限

- ② 指名されるために必要な要件
 - ③ 担当部局
 - ④ 入札説明書の交付期間、場所及び方法
 - ⑤ 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
 - ⑥ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
 - ⑦ 手続において使用する言語及び通貨
 - ⑧ 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - ⑨ 入札の無効に関する事項
 - ⑩ 落札者の決定方法
 - ⑪ 手続における交渉の有無
 - ⑫ 契約書作成の要否
 - ⑬ 関連情報を入手するための照会窓口
 - ⑭ その他地方整備局長等が必要と認める事項
- (2) (1)の公示において、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。
- ① 契約担当官等（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。）の氏名及びその所属する部局の名称
 - ② 業務名
 - ③ 参加表明書の受領期限
 - ④ 入札執行の日時
 - ⑤ 5 (1)の入札説明書を入手するための照会窓口
- (3) (1)の公示は、別添 1 の標準公示例によるものとする。
- #### 5 入札説明書の交付
- (1) 4 の手続開始の公示後速やかに、(2)に掲げる事項を記載した入札説明書の交付を開始するものとし、入札執行の日の前日まで交付するものとする。
- (2) 入札説明書には、4 (1) (4 (1)④を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。
- ① 業務の詳細な説明
 - ② 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び参加表明書に関する問い合わせ先
 - ③ 入札説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
 - ④ 支払条件
 - ⑤ その他地方整備局長等が必要と認める事項
- (3) (2)に掲げるもののほか、入札説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- ① 受領期限までに参加表明書が到達しなかった場合は入札参加者として選定されないこと

- ② 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること
- ③ 提出された参加表明書は、返却しないこと
- ④ 提出された参加表明書は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しないこと
- ⑤ 受領期限以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めないこと
- ⑥ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること

(4) 入札説明書は、別添 2 の標準入札説明書例により作成するものとし、別冊として、
手続開始の公示の写し、契約書案、入札心得、函面（必要な場合のみ。）、仕様書及び
現場説明書を含めるものとする。

6 入札参加者の選定

- (1) 地方整備局長等は、参加表明書の審査を行い、審査の結果を踏まえ、選定要領第
15 の指名基準に基づき、参加表明書を提出した者の中から当該業務の競争入札に参
加する者を入札・契約手続運営委員会の議を経て、指名するものとする。
- (2) 地方整備局長等は、(1)の参加表明書の審査を行うため、特定手続通達記 6 (1)の
建設コンサルタント選定委員会を活用するものとする。

7 非指名理由の説明

- (1) 地方整備局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について指名しな
かったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」
という。）を書面により通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日
に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まな
い。）以内に、書面により、地方整備局長等に対して非指名理由についての説明を求
めることができるものとする。
- (3) 地方整備局長等は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求め
ることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に、書面により回答するものとし
る。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項については、入札説明書において明らかにするとと
もに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5) (1)の通知は、当該業務に係る指名通知と同時に行うとともに、非指名理由につ
いては、選定要領第 15 第 2 号に規定する指名基準の各事項（指名が特定の有資格業者
に偏しないこと及びイからトまでの事項をいう。）のいずれの観点から指名しなかつ
たかを明らかにするものとする。
- (6) 地方整備局長等は、(3)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するもの
とする。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。
- (2) 質問書の受領期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、入札執行の日の前日から起算して8日前の日までとするものとする。
- (3) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の受領期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。

9 入札の執行

- (1) 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (2) (1)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

10 入札の無効

4の手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、指名された者であっても、開札の時ににおいて指名されるために必要な要件のないものは指名されるために必要な要件のない者に該当するものとする。

11 苦情申立て

本通達に基づく手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

12 その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとするものとする。
- (2) 地方整備局長等は、落札者が参加表明書に記載した配置予定の技術者が対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 4の手続開始の公示及び入札説明書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、それぞれ別添1の手続開始の標準公示例及び別添3の標準入札説明書例によるものとする。

附 則（平成31年3月27日国地契第38号・国官技第284号・国営整第155号）

この通知は、平成31年10月1日以降に締結する契約（平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡し平成31年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

参加表明書を提出する時において、上記 2 (1) ②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和○年○月○日 00 時 00 分 上記 3 (1)に同じ。持参する又は電子入札システムにより提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和○年○月○日 00 時 00 分 ○○地方整備局○○○ 持参する又は電子入札システムにより提出すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 ○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 ○○地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」[契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。また、「」を付した部分は、土木設計業務等（「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 28 号）に規定する「土木設計業務等」をいう。）の手続開始の標準公示及び標準入札公示を行う場合に、下線を付した部分に代えて規定する文言である。]

(3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第 98 条において準用する予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1)に同じ。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity:0000
0000 Kanto Regional Development Bureau, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Subject matter of the contract:.....
.....
- (3) Time-limit to express interests:5:00 P.M.1 September1996
- (4) Time-limit for the submission of tenders:4:00 P.M.30
September1996
- (5) Contact point for tender documentation:0000 0000 Division, Kanto
Regional Development Bureau, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1Shintosh in Chuo-ku
Saitama-shi Saitama 330-9724 TEL 00-0000-0000

なお、受領期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。

また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

- ① 受領期間：令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
- ② 提出場所：5. に同じ。
- ③ 提出方法：参加表明書の提出は、提出場所へ持参する又は電子入札システムにより提出することにより行うものとする。

(2) 参加表明書は、別記様式1から別記様式5までにより作成すること。

(3) 4.(2)の同種又は類似の業務の実績及び配置予定の技術者の業務の経験については、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似の業務の実績及び業務の経験をもって判断するものとする。

(4) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、③の同種又は類似の業務の実績及び④の配置予定の技術者の業務の経験については、〇〇年度以降に、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 登録状況

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況について別記様式2に記載すること。

② 保有する技術職員の状況

保有する技術職員の状況について別記様式3に記載すること。

③ 同種又は類似の業務の実績

当該業務と同種又は類似の業務の実績を別記様式4に記載すること。記載する同種又は類似の業務の実績の件数は1件でよい。

なお、当該業務と同種又は類似の業務の実績とは以下のものをいう。

・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

④ 配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務

配置予定の技術者について別記様式5に記載すること。

⑤ 契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

③の同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書は、返却しない。
- ③ 支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 受領期限以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先
 - (1)、(2)及び(5)に関して…………… 5. に同じ。
 - (3) 及び (4) に関して…………… 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○○○○地方整備局○○部○○課○○係
電話○○○○-○○-○○○○

7. 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。
- (2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 受領期限： 指名しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後○時
 - ② 提出場所： 5. に同じ。
 - ③ 提出方法： 書面は持参する又は電子入札システムにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 受領期間： 令和○年○月○日（ ）から令和○年○月○日（ ）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。
 - ② 提出場所： 5. に同じ。
 - ③ 提出方法： 書面は持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）する又は電子入札システムにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 受領期間： 令和〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

② 提出場所： 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇－〇〇〇 地方整備局〇〇〇〇〇

9. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時： 令和〇年〇月〇日（ ） 午前（午後）〇時〇〇分。

(2) 場所： 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇－〇
〇〇地方整備局〇〇〇

10. 入札方法等

(1) 入札書は持参する又は電子入札システムにより提出すること。郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 〇〇〇）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 〇〇〇）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。また、「」を付した部分は、土木設計業務等（「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号）に規定する「土木設計業務等」をいう。）の手續開始の公示を行う場合に、下線を付した部分に代えて規定する文言である。】

12. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて4. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

14. 落札者の決定方法

予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15. 手続における交渉の有無 無。

16. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。【受託業務等の特定の歳入財源を前提とした業務、他省庁等からの支出委任業務の場合は記載しない。この場合、別冊契約書案第5条第3項及び第4項の規定を削除する。】

(1) 別冊契約書第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。

(2) (1) の申請があった場合、支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。

(3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。

(4) (2) の調査の結果、業務委託料債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書案から第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

17. 支払条件

18. 火災保険付保の要否

19. 苦情申立て

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：経済企画庁調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-3581-9576（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

20. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

21. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊〇〇地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、
〇〇地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。

(別記様式 1)

(用紙 A 4)

参加表明書

令和 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付けで手続開始の公示のありました〇〇〇〇業務に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当するものでないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別記様式 1 から別記様式 5 まで【及び契約書の写し】を提出してください。[注：【 】は、契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。]

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長 3 号封筒を参加表明書と併せて提出してください。

編 注 別記様式 2～5 については、前提通知「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について（平成 6 年 6 月 21 日建設省公契発第 271 号、技調発第 137 号）」の別記様式 2～5 を参照。